

## 16. 財産処分の手続

### 16-1. 処分を制限された取得財産等の処分

- (1) 補助金の交付を受けた方が、「処分を制限された取得財産等」（取得価格が単価50万円以上の充電設備および取得価格が単価50万円以上の付帯設備）を処分（本補助金の事業の目的に反し、使用、譲渡、交換、貸付、廃棄、担保に供すること）することは財産処分に該当します。
- (2) 補助金の交付を受けた方が、「取得財産等の処分を制限する期間（5年間）」にやむを得ず「処分を制限された取得財産等」を処分しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書（様式J22）」をセンターへ提出し、センターの承認を得ることが必要です。
- (3) センターが、処分を制限された取得財産等の処分を承認する場合においても、処分の目的、事由によっては、期限を付して補助金の全部または一部の返還を求めることがあります。
- (4) センターの承認を得ずに、処分を制限された取得財産等の処分を行なったことが判明した場合は、センターは補助金の全部または一部の返還を求めることがあります。
- (5) 次のア～エの処分は、センターが提出された財産処分承認申請書や添付書類などを確認し、補助金の返還を不要と認めることがあります。
  - ア. 処分を制限された取得財産等の処分が本人の責めに帰さないやむを得ない事由による処分。（天災または過失のない事故等により処分を制限された取得財産等が使用不可能となり廃棄処分をする場合。）
  - イ. 住宅及び建築物等に充電設備が設置された場合における、当該住宅及び建築物等の譲渡と併せて行われる当該充電設備の譲渡。
  - ウ. 申請者が所有していない土地に充電設備が設置される場合において、当該土地所有者の意向による土地の利用用途の変更に伴う当該充電設備の処分であって、処分後も引き続き当該充電設備が本補助目的の達成を図るために利用されるものとしてセンターが認めるもの。
  - エ. その他センターが充電設備の普及の促進に特に必要と認める処分。

## 16-2. 処分をする場合の手続と注意事項

### (1) 手続について

- ・補助金の交付を受けた方が、やむを得ず「処分を制限された取得財産等」を処分しようとする場合には、事前にセンターに「財産処分承認申請書（様式J22）」を提出しなくてはなりません。

※必要に応じてセンターが「状況等報告書」を求めることがあります。

- ・センターは、「財産処分承認申請書（様式J22）」を受けて処分内容を判断し承認する場合には、「財産処分承認通知書（様式J23）」をもって通知します。この場合、処分の目的、事由によっては、期限を付して補助金の全部または一部の返還を求めることがあります。

※センターからの財産処分承認通知書の受領前に「処分を制限された取得財産等」を処分してはなりません。

- ・処分完了後、「状況等報告書」にてセンターに処分の内容を報告しなくてはなりません。

### (2) 注意事項

#### ア. 補助金の扱い

- ・保有期間や処分の事由等によって、センターが指示する金額の補助金を指定する期限までに返還しなければなりません。なお、期限までに返還しない場合は、返還期日から返還日までの日数に応じ、年利3%の割合で計算した延滞金が発生します。
- ・補助金の返還が完了するまで、同一申請者に対して新しい申請の補助金の交付は行ないません。
- ・取得財産等を処分することによって収入があるとセンターが判断する場合は、その収入の全部または一部の納付を求めることがあります。
- ・補助金の返還の有無や返還額は、処分の目的、事由、提出された財産処分承認申請書等の内容に基づきセンターで決定します。

#### イ. センターの承認を得ずに、処分を制限されている取得財産等を処分した場合

- ・処分制限期間内に処分したことが判明した場合は、交付された補助金の全部または一部の返還を求めることがあります。
- ・上記の場合は、補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付も併せて求めることがあります。

### **16-3. 取得財産等の譲渡**

有償譲渡、無償譲渡を問わず、財産処分として、処分前にセンターに「財産処分承認申請書（様式J22）」の提出が必要です。

センターから「財産処分承認通知書（様式J23）」による通知が届く前に、譲渡してはなりません。

### **16-4. 取得財産等の廃棄**

廃棄するときには、財産処分として、処分前にセンターに「財産処分承認申請書（様式J22）」の提出が必要です。

センターから「財産処分承認通知書（様式J23）」による通知が届く前に、廃棄してはなりません。

廃棄の場合、原則、交付済み補助金の全部または一部の返還義務が発生します。

ただし、天災又は過失のない事故等により取得財産等が使用不能となり、やむを得ず廃棄処分する場合は、（被災（罹災）証明書、もしくは事故等の過失が補助金の交付を受けた方ないことが分かる証明書など）の提出、および廃棄後の産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）の提出を受けてセンターが認める場合は、補助金返還義務が生じないことがあります。

### **16-5. 取得財産等の移設**

取得財産等の移設（設置場所の変更）をするときには、原則、財産処分として、処分前にセンターに「財産処分承認申請書（様式J22）」の提出が必要です。

センターから「財産処分承認通知書（様式J23）」による通知が届く前に、移設してはなりません。